

パブリックコメント資料

もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例 の一部を改正する条例について

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」）が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

「個人情報保護条例の見直し等について（通知）（平成29年5月19日付け総行情第33号）」のとおり、各地方公共団体において、

- ・行政機関個人情報保護法を参考とし、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意すること
- ・死者に関する情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要があること
- ・個人情報の不正な提供等に関して、約3割の市区町村では罰則が設けられていない。（中略）これらの市区町村では、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例に個人情報の不正な提供等に関する罰則を速やかに設けることが適当であるとされました。

この「もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」においては、主に、個人情報の定義の明確化、死者の個人情報の取扱いに関する規定、罰則の規定を行う予定です。あわせて、「もとす広域連合情報公開条例」についても、一部表記を改正します。

主な内容

（1）個人情報の定義の明確化

保護されるべき個人情報等の位置づけを明確にするため、次のように用語を定義します。

- ・個人情報…個人に関する情報で当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるもの。

- 個人識別符号…旅券番号、基礎年金番号等の個人ごとに割り振られる符号及びDNA、顔、指紋等の身体的な特徴を電子計算機のために変換した符号。
 - 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの。(原則として、本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実が含まれる個人情報を収集してはならない。)
- (2) 死者に関する情報の取扱いについて
もとす広域連合においては、従来から個人情報の範囲を生存者に限らず死者も含めていましたが、開示請求の手続を定めていなかったため、規定を追加します。
- (3) 罰則規定の追加
通知を参考に、個人情報保護条例をより実効性の高いものとし、個人情報の適正な取り扱いを担保するとともに、本広域連合に対する住民からの信頼を確保するため、罰則を規定します。規定内容については、行政機関個人情報保護法等を参考にしました。

罰則の対象者や行為については、次の表のとおりです。

罰則の対象者	対象情報	行為	罰則
・実施機関の職員 (であった者) ・委託業務従事者 (であった者)、法人の代表者等	個人情報ファイル (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)	正当な理由なく提供した	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	その業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集した	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
保有個人情報の開示を受けた者	開示決定に基づく保有個人情報	偽りその他不正の手段により、開示	5万円以下の過料

		決定に基づく保有 個人情報の開示を 受ける	
--	--	-----------------------------	--